

# 学校でけがをした際の手続きが変わります

令和5年1月16日 野木町教育委員会

これまで(令和4年度)は学校管理下のケガ等も「野木町子ども医療助成制度」をご利用いただいておりますが、令和5年度より学校の管理下のケガ等は「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度」をご利用ください。

Q1.具体的にこれまでとどう手続きが変わるのですか？

**A1.一度窓口で診療費等をお支払い頂き、申請により後で規定の額が払い戻されるようになります(現物給付から償還払いへ変更になります)。**

**医療機関の窓口で「子ども医療費受給資格証」を提示しないでください。**

令和5年度より、学校管理下での災害は日本スポーツ振興センター災害給付制度をご利用ください。保険が適用された医療費の自己負担分(3割)+1割=4割が日本スポーツ振興センターより給付されます。

病院窓口で診療費等をお支払いいただき、学校に報告の上、申請書類及び領収書をご提出ください。

新旧対照表

	新(令和5年度~)	旧
支給額等	4割(日本スポーツ振興センター)	3割(野木町子ども医療費助成制度) 1割(日本スポーツ振興センター)
窓口支払い	あり(償還払い) 病院窓口で学校管理下の災害とお申し出ください。	なし(現物給付)
学校への提出物	<u>・診療等に係る領収書</u> ・医療等の状況 ・調剤報酬明細書	・医療等の状況 ・調剤報酬明細書

日本スポーツ振興センター災害給付制度では「障害見舞金制度」があります。学校管理下での負傷又は疾病が治った後に後遺障害が残った場合は、その程度により、第1級~第14級の見舞金が支給されます。

Q2.「野木町子ども医療費助成制度」と「日本スポーツ振興センター災害給付制度」は重複利用できますか？

**A2.重複利用はできません。学校管理下でのケガ等は、日本スポーツ振興センター給付制度をご利用ください。**

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度利用の流れ

## ①医療機関受診の際「学校管理下の災害である」と申告して、窓口で医療費を支払う

- (例) ・体育の時間に骨折をしてしまった      ・部活動中に熱中症になってしまった  
      ・昼休み中に捻挫してしまった            ・登校中に転んでけがをしてしまった

## ②手続きに必要な書類を学校から受け取り、医療機関の窓口へ提出し、書類の記入を依頼する

※書類は月に1枚必要となります。翌月も通院された場合は学校にお申し出ください。

## ③医療機関から書類を受け取る

※書類作成にかかる期日は医療機関によって様々ですので、各医療機関の窓口でお確かめください。

## ④学校(学級担任又は保健室)に医療機関からの書類と**領収書**を提出

## ⑤学校から教育委員会を通してスポーツ振興センターへ申請



スポーツ振興センターにて審査を行い、給付が認定された場合、学校の口座へ入金されます。

## ⑥学校からご家庭へ給付

※給付金は学校から保護者の方へお渡しします。

※申請してから支給まで2~3か月かかります。また、書類の不備や学校への提出時期によっては、それ以上かかることもありますのでご了承ください。

※初診から治癒までの総医療費が500点(窓口自己負担額 1,500 円)未満の災害は、日本スポーツ振興センターの給付対象外となりますので、野木町子ども医療費助成制度をご利用ください。

※ご不明点等ございましたら、学校までお問い合わせください。